食事療養費・生活療養費に関する事項

入院時食事療養費（１）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）適温で提供しています。

①入院時食事療養費の負担額

2025.4月現在

区　分		標準負担額（１食当たり）
７０歳以上	低所得者Ⅱ	２４０円
	低所得者Ⅱ（長期入院該当）	１９０円
	低所得者Ⅰ	１１０円
７０歳未満	区分 オ	２４０円
	区分 オ（長期入院該当）	１９０円
指定難病等		３００円
一般（上記以外）		５１０円

②入院時生活療養費の負担額(療養病床に入院する65歳以上の患者様)

2025.4月現在

区　分		標準負担額	
		食費（1食）	居住費（１日）
一般		５１０円	３７０円
一般：指定難病患者		３００円	０円
低所得者Ⅱ：医療区分１の方		２４０円	３７０円
低所得者Ⅱ：医療区分２・３の方	長期入院非該当	２４０円	３７０円
	長期入院該当	１９０円	
低所得者Ⅱ：指定難病患者	長期入院非該当	２４０円	０円
	長期入院該当	１９０円	
低所得者Ⅰ：医療区分１の方		１４０円	３７０円
低所得者Ⅰ：医療区分２・３の方		１１０円	３７０円
低所得者Ⅰ：指定難病患者 低所得者Ⅰ：老齢福祉年金受給者		１１０円	０円
境界層該当者		１１０円	０円